

委 託 契 約 書(案)

全国水産加工業協同組合連合会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、「ALPS 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業(国内加工体制の強化対策事業の委託事業)」（以下「委託事業」という。）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託事業）

第 1 条 甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

- （1）委託事業名：ALPS 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業の委託事業）
- （2）委託事業の内容及び経費：別添委託事業計画書（別紙様式第 1 号）のとおりに
- （3）履行期限：契約締結日から令和 8 年 3 月 11 日（水）

（委託事業の遂行）

第 2 条 乙は、委託事業を、別添の委託事業計画書（別紙様式第 1 号）に記載された計画に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の限度額）

第 3 条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、金●●円（消費税額を除いた）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 乙は、委託費を別添の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第 4 条 契約保証金の納付は、免除する。

（再委託の制限）

第 5 条 乙は、委託事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

2 乙は、この委託事業達成のため、前項に定める以外の部分を第三者に委任し、又は請け

- 負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる事業は、原則として委託費の限度額に占める再委託金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が 50 パーセント以内の業務とする。
- 3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。ただし、本委託事業の仕様書においてこれらの事項が記載されている場合にあっては、甲の承認を得たものとみなす。
- 4 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 5 乙は、再委託の変更に伴い再委託又は再請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第 4 項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 6 甲は、第 5 項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が 50 パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が 100 万円以下である場合には、軽微な再委託として第 2 項から前項までの規定は、適用しない。

（監督）

- 第 6 条 甲は、この委託事業の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認めたときは、甲の命じた監督のための職員（以下「監督職員」という。）に監督させることができるものとする。
- 2 前項に定める監督は、立会い、指示その他の適切な方法により行うものとする。
- 3 乙は、甲（監督職員を含む。）から監督に必要な委託事業実施計画表等の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

（概算払）

- 第 7 条 乙は、概算払を受けようとする場合には、委託費概算払請求書（別記様式第 2 号）により概算払請求を行い、甲は、取組実施者の取組の進捗状況を考慮の上、必要と認められる額を概算払により支払いすることができるものとする。

（実績報告）

- 第 8 条 乙は、委託事業が終了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書（別紙様式第 3 号）を甲に提出するものとする。

(検査)

第9条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを委託事業実績報告書及びその他関係書類又は実地により検査を行うものとする。

(委託費の額の確定)

第10条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第11条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後に行うものとする。

(過払金の返還)

第12条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第10条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(調査事業の中止等)

第13条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、委託事業中止（廃止）申請書（別紙様式第4号）を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、前3条の規定に準じ精算するものとする。

(計画変更の承認)

第14条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認申請書（別紙様式第5号）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付することができる。

(契約の解除等)

第15条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(違約金)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(属性要件に基づく契約解除)

第 17 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 18 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、

何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 19 条 乙は、第 17 条の各号及び第 18 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する（別紙様式第 6 号）。

2 乙は、前 2 条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再委託の相手方及び再委託の相手方が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第 20 条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受託者等の解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 21 条 甲は、第 17 条、第 18 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 17 条、第 18 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 22 条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(著作権)

第 23 条 乙は、委託事業により納入された著作物に係る一切の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとし、甲の行為について著作権者人格権を行使しないものとする。

2 乙は、第三者が権利を有する著作物を使用するときは、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

3 乙は、甲が著作物を活用する場合及び甲が認めた場合において第三者に二次利用させるときは、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、甲は乙と協議の上、その利用の取り決めをするものとする。

4 この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら甲の責めに帰すときを除き、乙は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。甲が紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(委託事業の確認)

第 24 条 甲は、必要に応じ、乙に対し、実績報告書における委託費の精算に係る審査時その他の場合において、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に確認することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

第 25 条 乙は、各委託事業の委託費については、委託事業ごとに、帳簿を作成・整備した上で、乙単独の事業又は国庫補助事業の経費とは別に、かつ、各委託事業の別に、それぞれ明確に区分して経理しなければならない。

2 乙は、委託費に関する帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入支出の都度、これを行うものとする。

3 乙は、前項の帳簿及び委託事業実績報告書に記載する委託費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を、乙の文書管理規程等の保存期限の規定にかかわらず、当該委託事業終了の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間、整備・保管しなければならない。

4 乙は、委託事業実績報告書の作成・提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と十分に照合した委託費の支払実績額を記載しなければならない。

5 乙は、前各項の規定のいずれかに違反し又はその他不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(秘密の保持等)

第 26 条 乙は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

(個人情報に関する秘密保持等)

第 27 条 乙及びこの委託事業に従事する者（従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。）は、この委託事業に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を委託事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

2 乙及び委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 前 2 項については、この委託事業が終了した後においても同様とする。

(個人情報の複製等の制限)

第 28 条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しをしてはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第 29 条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第 30 条 乙は、委託事業が終了したときは、この委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(再委託の条件)

第 31 条 乙は、甲の承認を受け、この調査事業を第三者に再委託する場合は、個人情報の取扱いに関して必要かつ適切な監督を行い、第 27 条から前条までに規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

(物品管理)

第 32 条 委託事業を実施する上で必要なもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち取得価格が 50,000 円以上の物品の取扱いについては、次の各号によるものとする。

- 2 乙は、委託費により購入した物品を、善良な管理者の注意をもって管理し、損傷等により使用できなくなった場合は、甲へ報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 乙は、委託費により購入した物品について、委託事業により取得したものである旨の標示をするとともに、委託事業ごとに管理簿に登録しなければならない。この場合において、乙は、管理簿（写し）を委託事業実績報告書提出の際に併せて提出するものとする。
- 4 調査事業終了後、委託費により購入した物品のうち返還を要する物品を甲が指定したときは、乙は、甲の指示により当該物品を返還するものとする。ただし、乙において、委託費により購入した物品を同種の事業で継続して使用したい場合は、甲に申し出てその承認を受けなければならない。
- 5 委託事業終了後、委託費により購入した物品のうち返還を要しないものとして甲が指定し乙が売却処分等により収益を得た場合は、乙は甲に報告し、甲からの指示に従い収益を国庫に納付しなければならない。

(旅費及び賃金)

第 33 条 乙は、委託費からの旅費及び賃金の支払については、いずれも委託事業の実施と直接関係ある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。

- 2 乙は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既に交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(疑義の解決)

第 34 条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

年 月 日

委託者（甲）東京都中央区日本橋人形町1-9-2
全国水産加工業協同組合連合会
代表理事会長 高木 安四郎

受託者（乙）住 所
会社名
代表者氏名

(別紙様式第 1 号)

【A L P S 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業の委託事業）】

委託事業計画書

1 事業内容

(1) 事業実施方針

(2) 事業内容

別添 【A L P S 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業の委託事業）】 仕様書のとおり

(3) 事業実施期間

契約締結年月日から令和 8 年 3 月 11 日まで

(4) 担当者

2 収支予算

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
委 託 費	円	円
計		

支出の部

区 分	予 算 額	備 考
委 託 費		
計		

※「その他」とは、事業を実施するために必要な設備の賃借料(リース又はレンタル料等)、文献購入費、通信運搬費(切手、電話、実験用機 器等の運搬費等)、複写費、印刷製本費、会議費(会場借料等。ただし、飲食代を除く。)、雑誌論文等による事業成果等の発表上やむを得ず必要となる経費、収入印紙代等の雑費等、他の費目に該当しない経費

(別紙)

区分	金額	備考
(1) 人件費	円	統括要員 0 円＝ 円× h 業務要員 0 円＝ 円× h 0 円＝ 円× h 0 円＝ 円× h
(2) 賃金		資料整理事務費 0 円＝ 円× h
(3) 会議費		会場借料 0 円＝ 円× 回 0 円＝ 円× 回
(4) 旅費		旅費 0 円＝ 円× 名× 回 0 円＝ 円× 名× 回
(5) 印刷製本費		印刷製本費 0 円＝ 円× 頁× 部
(6) 通信運搬費		通信運搬費 (郵送料) 0 円＝ 円× 名× 回 (通信費) 0 円＝ 円× 件
(7) 消耗品		消耗品費 0 円
(8) その他		その他 0 円
小計	0 円	

注 1：上記は、記載例である。

注 2：必要に応じて別紙を用いるなどして、事業概要を具体的に記述すること。

注 3：備考欄には、積算基礎を記載すること

注 4：区分欄の支出費目については、ここに挙げた以外に、本調査業務実施上、特に必要なものがある場合は、その費目を追加計上すること。

注 5：賃金の算定については、勤務日数報告書を提出すること

(別紙様式第 2 号)

【ALPS 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業の委託事業）】

委託費概算払請求書

番 号
日 付

全国水産加工業協同組合連合会
代表理事会長 殿

(受託者)
住 所
会社名
代表者役職氏名

年 月 日付け契約の【ALPS 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業の委託事業）】委託事業について、下記により、委託費金●●円也を概算払により支払されたく請求します。

記

年 月 日現在

区分	委託費 (A)	既受領額		今回請求額		残高 A- (B+C)	取 組 事 業 完 了 年月日	備考
		金額 (B)	出来高 %	金額 (C)	出来高 %	金額		
合計								

(注) 精算払請求の場合については、実績報告書に併記することにより請求書に代えることができるものとする

- 2 振込先
- 金融機関及び支店名
- 振込口座種類及び口座番号
- 口座名義人（フリガナ）

(別紙)

区分	金額	備考
(1) 人件費	円	統括要員 0 円＝ 円× h 業務要員 0 円＝ 円× h 0 円＝ 円× h 0 円＝ 円× h
(2) 賃金		資料整理事務費 0 円＝ 円× h
(3) 会議費		会場借料 0 円＝ 円× 回 0 円＝ 円× 回
(4) 旅費		旅費 0 円＝ 円× 名× 回 0 円＝ 円× 名× 回
(5) 印刷製本費		印刷製本費 0 円＝ 円× 頁× 部
(6) 通信運搬費		通信運搬費 (郵送料) 0 円＝ 円× 名× 回 (通信費) 0 円＝ 円× 件
(7) 消耗品		消耗品費 0 円
(8) その他		その他 0 円
小計	0 円	

注 1：上記は、記載例である。

注 2：必要に応じて別紙を用いるなどして、事業概要を具体的に記述すること。

注 3：備考欄には、積算基礎を記載すること

注 4：区分欄の支出費目については、ここに挙げた以外に、本委託業務実施上、特に必要なものがある場合は、その費目を追加計上すること。

注 5：賃金の算定については、勤務日数報告書を提出すること

(別紙様式第 3 号)

【A L P S 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業の委託事業）】

委託事業 実績報告書

番 号
日 付

全国水産加工業協同組合連合会

代表理事会長

殿

(受託者)

住 所

会社名

代表者役職氏名

年 月 日付け契約の【A L P S 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業の委託事業）】委託事業について、下記のとおり実施したので、委託契約書第 6 条の規定によりその実績を報告します。

(なお、併せて委託費金 円を支払されたく請求します。)

記

1 事業の実施状況

(1) 対応項目及び対象

(2) 事業実施期間

(3) 担当者

(4) 事業の成果(又はその概略)

2 収支精算

収入の部

区 分	予 算 額	実績額	既概算払 受領額	差引 精算払額	備考
委 託 費	円	円			
計					

支出の部

区 分	予 算 額	実績額	既概算払 受領額	差引 精算払額	備考
委 託 費	円	円			
計					

(注)1. 賃金の算定については、勤務日数報告書を提出すること

2. 備考欄には、精算の内訳を記載のこと

3 振込先

金融機関及び支店名

振込口座種類及び口座番号

口座名義人（フリガナ）

(別紙)

区分	金額	備考
(1)人件費	円	統括要員 0円＝円×h 業務要員 0円＝円×h 0円＝円×h 0円＝円×h
(2)賃金		資料整理事務費 0円＝円×h
(3)会議費		会場借料 0円＝円×回 0円＝円×回
(4)旅費		旅費 0円＝円×名×回 0円＝円×名×回
(5)印刷製本費		印刷製本費 0円＝円×頁×部
(6)通信運搬費		通信運搬費 (郵送料) 0円＝円×名×回 (通信費) 0円＝円×件
(7)消耗品		消耗品費 0円
(8)その他		その他 0円
小計	0円	

注1：上記は、記載例である。

注2：必要に応じて別紙を用いるなどして、開催概要を具体的に記述すること。

注3：備考欄には、積算基礎を記載すること

注4：区分欄の支出費目については、ここに揚げた以外に、本委託業務実施上、特に必要なものがある場合は、その費目を追加計上すること。

注5：賃金の算定については、勤務日数報告書を提出すること

(別紙様式第 4 号)

【A L P S 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業の委託事業）】

委託事業中止(廃止)申請書

番 号

日 付

全国水産加工業協同組合連合会

代表理事会長

殿

(受託者)

住 所

会社名

代表者役職氏名

年 月 日付け契約の【A L P S 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業の委託事業）】委託事業について、下記により中止(廃止)したいので、委託契約書第 14 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 事業の実施状況

3 変更経費区分

（１）内容について

（２）経費について

4 事後中止（廃止）後の措置

(別紙様式第5号)

【ALPS処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業の委託事業）】

委託事業計画変更承認申請書

番 号
日 付

全国水産加工業協同組合連合会

代表理事会長

殿

(受託者)

住 所

会社名

代表者役職氏名

年 月 日付け契約の【ALPS処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業の委託事業）】委託事業について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第5条第5項の規定により承認されたく申請します。

記

1 変更の理由

2 変更する事業計画又は事業内容

3 変更経費区分

(注) 記載方法は、別に定めのある場合を除き、委託事業計画書の様式を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載のこと。

ただし、当初計画の内容及び経費の配分と変更後計画の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書にし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

【A A L P S 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業の委託事業）】

委託事業に係る確認書

番 号

日 付

全国水産加工業協同組合連合会

代表理事会長

殿

(受託者)

住 所

会社名

代表者役職氏名

△△△△(以下「乙」という。)は、全国水産加工業協同組合連合会(以下「甲」という。)に対し下記の事項を約する。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 6 項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者